

第 27 回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 28 年 3 月 16 日（水）午後 1 時 15 分から午後 3 時 15 分まで

2 場 所：山形県自治会館 201 会議室

3 議 事

（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価方法書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

4 出席者（敬称略）

（委員）中島 和夫（会長）、池田 秀子、上木 厚子、小杉 健二、後藤 三千代
野堀 嘉裕、早野 由美恵、東 玲子、柳澤 文孝、横山 潤

（事務局）みどり自然課 課 長 高橋 正美
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 福島 弘幸
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 大高 岳史

（事業者）ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 岩澤桃子、長倉のり子
いであ株式会社 星 周次、高野 賢一、益子 理

5 傍聴者：5 人

6 議事内容（議長：中島会長）

事務局：ただ今から、第 27 回山形県環境影響評価審査会を開会します。私は本日の司会を努めます大高と申します。よろしくお願ひいたします。はじめに、みどり自然課長の高橋から御挨拶を申し上げます。

高橋課長：（あいさつ）

事務局：ここで、資料の確認をお願いします。資料は、本日お配りした次第と委員名簿のほかに、事前にお送りしています方法書、資料 1～資料 8 とその付属資料として 6-1、7-1～7-3、追加でお送りした事前質問に対する回答及びラムサール条約湿地の近傍における設置事例の資料となります。足りないものがあれば、お知らせください。

本日は 10 名の御出席をいただいています。山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

それでは、ここからの議事の進行は中島会長にお願いいたします。

中島会長：御紹介をいただきました中島です。本日も風力発電事業の影響評価になります。自然エネルギーの普及という観点もありますが、環境の影響を最小限度にする観点から、しっかりと本方法書の中身を精査して検討していきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

さっそく審議に入りたいと思っておりますが、その前に、本日 5 人の方が傍聴を希望しており、これを許可しましたのでお知らせします。報道関係の皆様をお願いいたしますが、カメラによる撮影につきましては、審議に支障のないように御配慮をお願いします。次に、事務局から本日の議事を説明してください。

事務局：本日は、平成 28 年 1 月 28 日付けで山形県知事から意見を求められている（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価方法書です。

なお、事業者が来ていますので、質問がある場合に回答をお願いすることとしています。

中島会長： 審議に入る前に、議事録署名人を指名します。小杉委員と野堀委員にお願いします。

それでは審議に入ります。審議の中で、事業者へ質問が必要になった場合は、後ほど一括して行うこととします。議題は（仮称）鶴岡八森山風力発電事業環境影響方法書に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。では、事務局から事業の概要について説明してください。

事務局： （事業内容及び資料について説明）

中島会長： 事前の質問に対する回答や資料にあることなどを踏まえて、皆様から方法書に対する意見、質問がありましたらお願いします。

後藤委員： 八森山に風車を作るのですが、どのくらい伐採するとか、どの範囲を失くしてしまうのか、それから風車と風車の間をどれくらいにするのか、あるいはどの範囲まで木を伐採してしまうのか、山としてどれくらい変えてしまうのでしょうか。

中島会長： 事務局はどうでしょうか。

事務局： 一般的に風車を配置する場合は、隣接する風車との風の影響を考えるとローター径の3倍くらいの間隔が必要だと言われています。事前の質問で、事業者は風車メーカーと協議のうえ、発電効率の良い配置とする方針ですということで、具体的に何メートルの間隔で配置するかは決まっていないと回答しています。どれくらいの範囲を伐採するかは位置が決まらないので、地形とかそういうものもありますので、掘削しないとヤードができないのですが、広さも分かりません。一般的には2千平方メートルくらいが必要だと聞いていますが、まだ詳しくは分からないということです。

中島会長： 2千平方メートルというのは風車1か所につきですか。

事務局： 前に御審議をいただいた西遊佐の風力発電事業でもそれくらい必要だったと思います。

後藤委員： 山としての機能が果たせるように保存されるのかどうかがよく分らなかったのでも、森が海を作るとか言われていますが、海に近い森なので、森としての機能を保存するように努力がされているのか、削ることによって水の質が変わってしまうとか大きな意味があるので、そのあたりをきちんとっておかなければいけない。

早野委員： 関連していると思いますが、八森山の地権者はどなたなのか、風車を作った方が土地を所有するのか、何を所有するのかお聞きしたい。

中島会長： 事務局はどうでしょうか。

事務局： 地権者の情報は分かりません。また、風車の所有者が土地を所有するかどうかは事業者には聞かないと分かりません。

早野委員： 自然保護の管理者が誰になるのかを知りたかったので質問したところです。

事務局： 風車を設置することに対する影響については、事業者がこの手続で行っているということです。

- 早野委員： 事業者が土地を持つのか、風車だけを持つのかをお聞きしたい。
- 中島会長： 後ほど事業者に聞いてみることにします。木の伐採がどのようになるのか、何十年くらいを想定しているのかもありますので、聞いてみることにします。ほかにいかがでしょうか。
- 横山委員： ラムサール湿地近傍の計画については資料を追加していただき事例があることは分りましたが、発電所ができた後の渡り鳥に対する影響があったかどうかは評価されて書かれていない。運転開始から時間が経っている湿地もあるので、風車の影響と思われるような渡り鳥の減少などがあったかどうかの情報を集めておく必要がある。
- 中島会長： 事務局はどうでしょうか
- 事務局： 実際に渡り鳥にどのような影響が出たのかという情報は持っていません。昔の案件ではアセスをやっていないこともあるので事後調査を必ずやっているとは限らないのではないのでしょうか。
- 横山委員： 事後調査としては実施されていなくても、渡り鳥の数については調査をしていると思いますので、設置の前後にどのような変化が起こったのかは、渡り鳥の調査の数からある程度推定できるのではないかと。事業者からまとめていただきたい。
- サロベツ原野や宍道湖は今回の上池下池と比べれば、はるかに規模が大きいので、そこに発電所が建つのと今回のように渡り鳥にとってターゲットが小さい場所の近くに発電所が建つのでは意味が違うと思います。ターゲットが小さいと、渡りのルートが限られてくるので、かなりピンポイントで渡りのルートを潰してしまうことも想定しなければなりません。そのあたりを考慮に入れて、これまでのラムサール条約湿地周辺での設置事例と比較する必要があります。
- 事務局： 実際の湿地と渡りのルートと計画地の位置関係がありますので、ほかの事例がそのまま当てはまるとは限らないのではないのでしょうか。そうしますと、計画地の周辺での渡りの状況をしっかりと調べていくしかないのでは。事例調査は必要だと思いますが、それをもって、こういう事例があるからこうしたほうが良いのではないかとということまでは話がいかないのではないのでしょうか。事例調査から何かを引き出すのはなかなか難しいのではないのでしょうか。
- 横山委員： 理屈が付きそうな変化があるかどうかは分かると思います。今回問題となるのは渡り鳥に対する影響なので、影響があったかどうか分かる数値を加えてもらいたい。類似事例としては片野鴨池が距離的にも似ており、池の規模、基数も同じくらいなので、適切な比較になるとと思いますので、そこでどうだったのかをお願いしたい。
- 中島会長： 後ほど質問という形で出していかがでしょうか。
- 事務局： 調査をするのであれば、事務局からお願いをしたいと思います。
- 中島会長： そういうふうにしてもらいます。ほかにいかがでしょうか。
- 野堀委員： 対象地の北側にスキー場があって、その一番上の尾根にローターがくるの

だろうと思います。その場合に、立入禁止区域がその下にできるのかどうかを知りたい。

スキー場に来る人は尾根筋に上がって、そこから降りるので、そこに立入禁止の場所ができるとスキーを楽しむ子供たちなどに支障があるのではないかと。また、ここは、鶴岡市が選定しているつるおか森の散布道 20 選・笠取峠から三瀬里山コースの一番上の八森山の山頂の直前までのコースにもなっています。そのコースのほぼ真上にローターができるのではないかと思います。そうするとローターを設置する周辺が、人が立ち入ることができなくなると困ると思います。どこにつくるのかまだ分らないということですが、はっきりしておく方が良いのではないですか。

中島会長： 事務局は何かありますか。

事務局： 経済産業大臣からの意見として、住民とか利用者などの意見を聞いて影響を回避してくださいという意見が出ており、事業者の見解も示されているので対応がされると思いますが、どのようなことを考えているのかは、事業者に聞いてみないとわからないことです。

中島会長： ほかにいかがでしょうか。

東 委員： 事前に質問しましたが、最大 9 基という話で場所が決まらないということですが、9 基を並べると全体で 3 キロという回答がありました。3 キロというのは、今回の事業用地の全てを使って 3 キロになると思います。9 基を並べたイメージとして断面図を要求したのですが、標高があまり高くない山にかなりの高さのものを載せた景観的なイメージがあったほうが、地元の方にも私たちにとっても分かりやすいのではないのでしょうか。鳥の目線から、間隔がローターの 3 倍開いていたとしても、鳥は南北方向に飛ぶ訳ですから、並んだときに壁になるかもしれないということもイメージできるのではないですか。そういうことは、方法書の段階ではそのようなシミュレーションは行われたいということですね。それを見たいと思いますが、事業者にはできませんか。

中島会長： 地元での説明のときには、そのような図を示して説明をしたということも聞いております。もしできるのであれば見たいと思いますが、事務局としてどうでしょうか

事務局： 景観に対する影響を見る場合は、シミュレーション又はフォトモンタージュを作成して行うと思いますが、その段階では遅いということですか。

具体的に風車の位置が決まっていないのですが、これから調査をして鳥の渡りの状況を把握し、その結果、できるだけ影響が出ないように風車を配置するとか風車の数を決めていくということなので、今 9 基の風車を適当に配置して、渡りの状況も分からないのにそういうものを示すと、反対にそのイメージに縛られる恐れも考えられます。やはり調査をして、その結果こうでしたという形で整理をしていただいたほうが分かりやすいと思います。

東 委員： 事業計画地が全体で 3 キロぐらいしかないので、その最大の状態を想像することはできるのではないですか。尾根には高低差があり、スキー場の方で

は低く南の方では高いのですが、そこに並ぶ状態を皆さんはイメージできるのでしょうか。

事務局： 地元の説明をあと何回するのかは分かりませんが、これから計画が煮詰まってきた段階で説明が行われると思います。その場合に数とかが具体的に示されるとと思いますので、地元の方はそれを見て御意見を述べる機会はあると思いますが、それを今することが必要なのでしょうか。

中島会長： 準備書の段階では、ある程度のイメージした図が出てくるとと思いますが、その段階では遅いということでしょうか。具体的なものが決まってから新たに見えてくるものもあると思いますので、その段階まで少し待つということではいかがでしょうか。具体的にどのような間隔でどのような大きさのものができるのかは絵でも見ないと難しいところもありますが、現在のところ、この方法書に対する意見としてお願いしたいと思いますので、これでよろしいでしょうか。

池田委員： 動物の調査地点のことですが、調査地点が植生区分によって4地点選ばれていて、それが北側に集中しているように感じます。今のところは植生区分によって4地点が北側になっているのかもしれませんが、環境調査であれば、対象地区をある程度網羅したほうが良いと思います。踏査はしているようですが、昆虫であればトラップをしたほうが良いし、さらに植生区分だけでなく、詳細な工事場所がはっきりしないのであれば、逆に地域全体の調査が必要になるのではないですか。

中島会長： 事務局はいかがでしょうか。

事務局： 事前の質問の回答を踏まえての御意見ですので、あらためて事業者を確認をしてはいかがでしょうか。

中島会長： それでは事業者に質問したいと思います。そのほかいかがでしょうか。

柳澤委員： 夏のときも質問しましたが、スキー場があるので雪雲もあることになる。風車と雪雲の位置関係はどうなっているのでしょうか。図などはないのでしょうか。たぶんできあがった風車の一番上くらいに雪雲が当たって、そこから雪が降ってくるのではないかと思うのですが、着氷ですとか、雪雲によって影響があるのかないのかは分かりませんが、何かあるかも分らない。何かあるかも分らないけれど後で業者と協議するということが回答にあります。そこに建っても問題がないとの判断をしていると思いますが、風車と雪雲の位置関係がどのようになっていて、どのように考えているのか聞いてみたい。

中島会長： 雪雲の高さをどのように想定しているかということですが、いかがでしょうか。

事務局： 事務局としては把握しておりません。

中島会長： 事業者に聞いてみることにします。ほかにいかがでしょうか。

小杉委員： 事前質問したところですが、4-64 ページに人と自然とのふれあい活動の場ということで、先ほどの野堀委員の御指摘と関連しますが、レクリエーション広場ですとか既存の散歩道が直接改変を受ける可能性があることと認識されていて、今後の検討として、風力発電機を活用した地域の活性化に活用す

る方策などを検討すること等により、影響を回避又は低減することをこれから検討するという事なので、十分検討をしていただきたいと思います。それで事前質問に対する回答には、アクセスルートの利便性向上につながるとか、環境学習の場として整備するとか、風車が地元におけるシンボリックな存在になり利用者が増えるとか書かれていて、ここに書かれているのはプラスの面だけが挙げられているのですが、マイナスの面もあるはずなので十分検討していただきたい。

中島会長： 事前質問の事業者の回答はあるわけですが、マイナス面もしっかり考慮してほしいということですが、いかがでしょうか。

事務局： 資料の5の3枚目になりますが、経済産業大臣の意見があり、ここを御覧いただいたの御意見だと思います。配慮書段階の大臣意見でもレクリエーション広場とつるおか森の散歩道は直接改変されるから、いろんな影響について聞き取り調査や利用状況の調査を行い、影響を回避または低減してくださいとの意見が述べられています。これに対し、事業者からはしっかり調査、予測を行いますという見解を示されているのですが、これでは足りないということでしょうか。

小杉委員： 近隣住民の方や利用者の方がデメリットを感じないような進め方がきちんとできるのかを確認したいと思います。プラスの面だけでなく、マイナスの面について十分考慮されているのかということですか。

事務局： そうしますと、マイナス面についてどのように考えていて、どのように取り組んでいくのかを事業者に聞いていかがでしょうか。

中島会長： それでは後ほど質問します。そのほかいかがでしょうか。

後藤委員： 6-24のところの希少猛禽類の調査のところ、営巣場所・繁殖状況調査をすることになっていますが、この方法書の中でもクマタカがいるかもしれないとの話が出ているのですが、クマタカは2～3年おいて産卵して、その子供と2～3年過ごしてまた繁殖するので、毎年繁殖するというものではありません。そうすると営巣場所は調べたときにはないかもしれません。その場合には、もしかすると巣があるかもしれないので、巣を探して、それがなんの巣であるかを見つけていかないと、巣がないから繁殖していないとすることはできません。巣についてはDNAの調査で種を判定できるので、そのような調査をしたらどうですか。

もう一つ、渡り鳥の調査ですが、夜間のレーダー調査は攪乱することも考えられるがどうですか。

もう一つ、コウモリをバットディテクターで調査するのですが、場所は風車を建てる場所だけなのかどうか。近くにユビナガコウモリの生息地があり、そこに風車の影響が及ぶかもしれないので、生態とかいつ出てくるとか基本的なことも調べたほうがよい。影響がある場合には、影響のある時間帯に風車を止めるとかの措置も考えなければなりません。調査のなかにユビナガコウモリが入っていません。

横山委員： ユビナガコウモリについては4-28では群棲地への影響はないとなって

おり、ないとしたから調査はしないということにしているのではないか。群棲地への影響は距離が離れているので影響はないと思われるが、渡りについての影響がある場合は群棲地への影響も出るだろう。

事務局： ユビナガコウモリ群棲地に対する影響については、配慮書の段階から影響がないとの事業者の見解が示されております。それに対して横山委員がおっしゃったように群棲地は遠いので直接改変による影響はないけれども、渡りに対する影響は考えられるのではないかと御意見をいただき、それに対する事業者の見解として、278 ページに書いてありますが、対象事業実施区域及びその周辺におけるユビナガコウモリの渡り等に関する情報を収集したうえで、バットディテクターによる調査その他の調査を行うという見解が示されていますので、ユビナガコウモリに対する影響については頭に置いて調査を行うことと思います。

後藤委員から御意見をいただきましたが、ユビナガコウモリの生態まで調査をしなければならないかということですが、コウモリの生態の調査は難しいとお聞きしています。当然、いつ頃渡りをするのかという情報を収集したうえで、事業実施区域に渡りのルートがあるかどうかを先に調査をしたほうが良いのではないかと思います。そのあたりは事業者に聞いてみてはいかがでしょうか。

中島会長： この件については、後ほど事業者に聞いてみたいと思います。

それでは、このあたりで、事業者に一括して質問を行いますので、事務局は質問を整理してください。その間は一時休憩とします。

(事務局が質問を整理、一時休憩)

中島会長： それでは再開します。事務局が事業者に質問する項目を読みあげますので、委員の皆様は確認してください。

(事務局が質問項目の取りまとめを行い、完了後に再開、事業者入室)

中島会長： 本日はお忙しいなか御出席をいただき、ありがとうございます。私は山形県環境影響評価審査会会長の中島です。まず、事業者の皆様の自己紹介をお願いします

事業者： (自己紹介)

中島会長： それでは委員からいくつか質問があります。まず事務局が質問の項目を読み上げ、その後に委員から質問しますので、事業者の方は回答してください。それでは事務局は進めてください。

事務局： 最初は、風車の敷地の所有形態についてです。

早野委員： 資料の中に管理者という名前があるのでお聞きしますが、風車は御社がお持ちだと思いますが、建つところの土地や八森山の所有者は誰なのか、回答の中にも住民や管理者という言葉も出てくるので、それが誰なのかをお聞きしたい。

中島会長： 事業者は回答をお願いします。

事業者： 民地と市有地が対象になると思います。20年間貸していただくことで考えています。風車の建つ場所だけでなく、搬入路についても20年間お借り

します。

早野委員： 風車を中心として半径何キロになるのでしょうか。

事業者： 風車の羽根の下も含めてお借りすることになります。風車の羽根が40メートルとしますと、半径40メートルの円になりますが、実際には円ではなくて四角とか、筆とかになると思います。

中島会長： 二つ目の質問です。

事務局： 風車周辺の立入の制限についてです。

中島会長： 野堀委員お願いします。

野堀委員： 当該地はつるおか森の散歩道20選やスキー場になっていますが、一般市民がブレードの下に立ち入ることはできるのでしょうか。

事業者： これから検討していきますが、安全対策を含めてどのような形態にしていくのかを地元、市と協議して考えて決めていきます。触れ合い散歩道として利用したいということがあるでしょうし、私どもとしても利用させていただくために、一番良い策を考えていきます。

野堀委員： そうすると、2つの考え方があると思います。入ることもできるし、タワーを動かすこともありうるということでしょうか。

事業者： 入ることができるようにすることも可能ですし、柵を設けるとか道を封鎖するとか、実際には搬入路からの取付け道路がありますので、どこかで柵を設けるとかの対策を考えていきます。

野堀委員： ブレードの下に入れないということもあるのですか。

事業者： ケースバイケースになると思います。

中島会長： 次の質問をお願いします。

事務局： 次は、動植物の調査地点についてです。

池田委員： 生物の出現が植生区分に関係しているから、4区分の中で設定したら調査地点が北側に偏ってしまったということですが、工事の詳細が決まっていなようなので、改変や掘削を考えると風車の影響を受ける全体的なエリアを調査することが必要と考えますが方針は変わらないのですか。

中島会長： 事業者は回答してください。

事業者： 相調査については全域で実施しています。ライン調査とか任意調査も全域で実施しており、植物についても調査地域を万遍なく実施しておりますが、その中で定量的な調査については北側に少し偏ってしまいました。それは尾根上のアクセスの制限等もありまして、調査可能な場所として北側に少し偏ってしまったということです。

池田委員： アクセスの面もあると思いますが、例えば昆虫とかは踏査調査だけでは網羅されないことも多いと考えられますので、調査地域の全般の調査を行ったほうが良いのではないですか。

事業者： 定点の調査については少し偏っておりますが、任意採取や目視観察等は全て行っています。

中島会長： 次の質問をお願いします。

事務局： 次は風車と雪雲の位置関係についてです。

柳澤委員： ここはスキー場があるので、雪雲ができることになります。雪雲ができるのは山の上で、そこに風車が建てられることになります。夏のときにも質問しましたが、風車に対する雪雲の影響があるのかないのか、また、雪雲に対する風車の影響があるのかないのか懸念されるところです。ですが、そこに風車を建てるという判断をされたということなので、相互に影響がない、又は影響が小さいということをお考えになったのだと思いますが、雪雲と風車の位置関係を絵などで示していただきたい。

事業者： 雪雲については、この地点は400m程度の標高で、さらに風車が100mくらいとなりますが、着氷についてはメーカーと気象の影響について協議して検討していきたいと考えています。弊社が所有する風力発電所では、もっと標高の高いところで実施しておりまして、その影響については問題がないと考えておりますので、本件についても場所については影響がないだろうと予測しています。

柳澤委員： 高さは関係ないです。雪雲ができるのは山にぶつかって空気が上がっていくからできるのであって、標高が高いから必ずしも雲ができるということではない。この位置はスキー場がある以上は、必ず雪雲がある場所なので、どの場所に風車の羽根が来るのかということは分っていないのですね。

事業者： 雪雲への影響は、現在のところないと考えておりますし、弊社のほかの事案もあるということもお話ししたとおりですが、雪雲に対する影響ということに関しては、現在ないというふうに考えて計画を進めているところです。

柳澤委員： 影響がないということについて、どのような位置関係にあるのかを示してもらえないですか。

事業者： 雪雲の発生状況が現在把握できておりませんで、それを把握する調査も今のところ考えていません。そのようなことで、図で示すことは難しいと思っております。

柳澤委員： 調査をする予定はないのですか。

事業者： 考えていません。

柳澤委員： 影響がないということで調査をしないのですか。

事業者： 影響がないと考えています。

柳澤委員： 位置関係がどうなっているか分からないけれども影響はないという論拠は何でしょうか。

事業者： それは風車に対する影響ということでしょうか。

柳澤委員： 両方です。風車が影響を受けないという明確なデータはないということですね。雲がどこにあったというようなことを調べたこともなく、でも影響がないという論拠は何ですか。

事業者： 調査をする予定はございませんし、影響はないものと想定していますが、今の御意見もありますので、メーカーとは協議いたします。雪雲の影響が風車に対してどのくらいあるのかをメーカーと相談したいと思っております。

柳澤委員： 調査はしないのですね。

事業者： メーカーと検討した結果、風車に影響が起ころうということであれば、

それは検討していきたいと思います。現在は、調査をする計画はないということですが。

柳澤委員： メーカーから言われれば、調査をすることもあり得るということですか。

事業者： 風車に影響が起りうるというメーカーの意見がありましたら、検討していきたいと思います。

柳澤委員： わかりました。

中島会長： それでは、次の質問をお願いします。

事務局： レクリエーション広場や散歩道への影響の考え方についてです。

小杉委員： 風車を地域活性化に資するようなことを検討していくとしていて、その内容としてはレクリエーション広場ですとか散歩道へのアクセスルートの利便性向上ですとか、再生可能エネルギーの勉強の場ですとか、地元のシンボルのような存在になるとかによって、地域の活性化につながるということで、環境影響を低減できるという考えだと思いますが、それらはプラスの面だと思います。逆に散歩道の一番標高の高いところに巨大な人工物ができてしまうと、従来は自然にあふれていた場所に巨大な人工物ができてしまうと違和感を感じるとか、レクリエーション広場からも人工物が見えるといったマイナス面もあると思いますが、総合的にプラスの面、マイナス面の両方を考えて、地元の方が受け入れるかどうかを考えるための説明会等をどのように進めていくのか教えてください。

事業者： 地元の活性化になるかどうかについては、現在、三瀬地区、小波渡、堅苔沢、山五十川など周辺の地区の地区長様とお話をさせていただいているところです。どのような形で風車が建てば活性化につながるのか、つながらないのかについて協議を始めたところです。また、触れ合いの広場などについては、アンケート調査を実施していく予定です。

中島会長： 次の質問をお願いします。

事務局： クマタカの繁殖状況調査の方法についてです。

後藤委員： クマタカは絶滅に近づいている種ですが、その調査方法は、希少猛禽類調査の中で営巣場所・繁殖状況調査とありますが、クマタカは毎年繁殖しているのではなくて、2～3年子育てをして、また繁殖するという特殊な生態を持った鳥ですが、そうした場合に営巣場所や繁殖しているのかだけを見ては、それをつかめないことになる。それを補う方法として、ほかのところで動物の種の豊かさを調べるのにDNA調査をするというのがありましたが、それと同じように、もし、古い巣を見つけることができれば、そのDNA調査をして、営巣が行われているかどうかの資料になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

事業者： クマタカは2～3年に1回しか繁殖しません。私たちの調査でも周辺に5つがいの生息を確認しています。必ずしも巣が分ってなくても、行動圏、この範囲を守るという行動は、繁殖を行わないとしてもそのつがいが行いますので、どのつがいが使っているかということは、毎月の定点観測調査を実施しておりますので、その中でどのエリアを使っているのかというこ

とも把握する調査を実施しています。

後藤委員： 営巣場所がどこにあるかは、今後、どこに風車を建てるかにとって非常に影響を及ぼします。この鳥は4キロ四方を行動圏としているので、どこに営巣しているのかは非常に重要なところですが。行動圏を見ているだけでは営巣場所が分らないわけで、営巣場所をきちんと把握するためには、そのような方法が良いのではないかと思います。どうでしょうか。

事業者： 巣を発見できれば、大きさと状況から特定できると思います。御指摘のとおりDNA分析する技術もありますので、実行することは可能ですので、状況を見て必要があれば判断したいと思います。

後藤委員： 必要があればとはどういうことですか。

事業者： クマタカの羽根などの見れば分るものもありますので、わざわざDNA調査をしなくてもクマタカの巣であると特定ができる場合があるという趣旨であり、巣が発見されれば、それでも判定したいと思います。

後藤委員： 分かりました。巣でも調べるということですね。

中島会長： 次の質問をお願いします。

事務局： 鳥類のレーダー調査の影響についてです。

後藤委員： レーザーによって鳥の行動が変わってしまって、調査ができなくなることがよくあるのですが、大丈夫でしょうか。

事業者： 御指摘はレーザーポインターを鳥に当てるということでしょうか。調査に使用するものは船舶レーダーで、鳥に影響を与えるものではありません。

中島会長： 最後の質問をお願いします。

事務局： コウモリの調査方法についてです。

後藤委員： ユビナガコウモリが2キロほど離れたところに群棲地があるということですが、風車が群棲地に対してどのような影響を及ぼすかどうかということとは知られていないということです。今後どのような影響を及ぼすかということで、ユビナガコウモリの調査にこれを使えないかということですが。渡りへの影響を調べておくほうがよいのではないですか。

事業者： 確認しますが、コウモリもレーダー調査で把握ができれば良いのではないかとということでしょうか。

後藤委員： バットディテクターで調査をすることです。

事業者： 風車の当たる高さとは当たらない高さにコウモリの超音波を録音する機械を設置して、調査を実施しています。

後藤委員： 一般的なコウモリはそうなのですが、ユビナガコウモリについても同じように調査をしているのでしょうか。群棲地が近くにあるのですが。

事業者： 録音機を設置しているのは計画地の方で、当たる高さに飛んできているのか、当たらない高さに飛んできているのかを把握するための調査を実施しています。群棲地につきましては、ずっと調査をすることは難しいので、いつ頃来ているのかを何回か確認し、渡りの時がいつなのかということと、繁殖をして群棲地にたくさんいるときに影響があるのかどうかを判断できるようにしたいと考えています。

- 早野委員： 一つお聞きしたいことがあるのですが。既に住民の方との話をされているとのことですが、住民の方は言葉で言っただけでは、皆さんそれぞれ違ったように取るのではないのでしょうか。こうゆうふうになるのですよ、とお伝えするのは難しいと思いますが、今の段階で、フォトモンタージュとかを示したことはないのでしょうか。
- 事業者： 昨年の5月の説明会の際に、観測計を建てたところに風車が建った場合にどうなるかを1基だけですが示したことがあります。また、酒田にある風力発電機を見ていただき、真下にいていただいたり、タワーの中を見ていただいたりしました。今後も風車というものはどのようなものか理解を得るようになりたいと考えています。
- 早野委員： 景観とはどう感じるかということがありますので、そのあたりを詳細にやっていただきたいと思います。
- 中島会長： 以上で質問は終わりです。事業者の皆様は退出していただいて結構です。どうもありがとうございました。
(事業者が退出)
- 中島会長： それでは、最後に委員の皆様から御意見等はありませんか。
- 野堀委員： 先ほどの立入禁止区域については検討中ということでしたが、評価に影響すると思いますので、検討結果を公式的に回答してほしい。それから9基作った場合のフォトモンタージュを出すべきだろうと思いました。
- 事務局： 先ほどもお答えしましたが、事業計画が決まった段階では、必ずそのようなものが出てくると思います。それを今の段階で住民が求めていれば、そういった意見が出ると思います。そのようなことをこの審査会で、住民に示してくださいというのは少し外れているのかと思います。先ほどの事業者への質問を行ったことで、事業者の方には分っているものと思います。それをこの審査会で示さなければいけないのでしょうか。
- 早野委員： 決まってから示して、それで厭だから変更するというのもなんなので、先に示した方が後戻りが少なくなるのかと思います。
- 事務局： 方法書の段階では、そこまでは示さなくても良いことになっています。形だけを想像で示すことが、評価をすることに対して手続上で必要があるかどうかということです。景観の評価については、その見え方だけでなく、眺望点がどこで、主要な眺望景観や景観資源がどこにあるのかといったことを調べて、それに対して評価をしていくものなので、計画地の山の上に最大9基建ったときにどう見えるかということで評価をするものではないということ考えると、方法書の段階でそれを示すことは事業者としてもできないということだと思います。
- 中島会長： 現在の方法書としては、そこまでは要求できないということでしょう。もう一件の立入禁止の件についてですが・・・。
- 事務局： その件についても確認をさせていただきたいのですが、立入禁止区域を設定すれば地形改変のほか利用が制限されるということで影響が出てくるだろうということが想像できます。それを含めて準備書の段階で影響の予測と

評価をしたいと思います、その段階でもよろしいでしょうか。

野堀委員： 方法書の4-64の(2)3)のところで、既に予測結果として主要な人と自然との触れ合い活動の場のうち、つるおか森の散歩道の一部が事業区域に含まれることから、直接改変を受ける可能性があるかと予測しています。よって、立入禁止になるかどうかは、かなり早い段階で決まると思います。その結果、(3)の重大な環境影響が回避又は低減されるかどうかを評価するという点について、我々が考えなければならない。

いずれにしても、立入禁止になるかどうかは準備書の段階で出てくるのだが、できれば早いほうが良い。単純に決まることです。散歩道が真下にあるから人が勝手に入れますので、そこが立入禁止区域になるのかどうかは、行政においても早い段階で把握しないとイケないのではないですか。例えば、そこが立入禁止になれば、除外しなければならないか、若しくは迂回路を作らなければならないとなります。森林文化都市研究会を開いて協議しなければならないが、それが準備書の段階で間に合うかどうか。

事務局： その道のどの場所に掛るのか、スキー場の上にくるのかは、調査が進まない決まらないので、それだけを先に示すことは難しいのではないですか。

野堀委員： 立入禁止になるかどうかだけは決まるのではないですか。

柳澤委員： 野堀委員の話にも関連しますが、スカイツリーでも着氷は起こるので、かなりの範囲を立入禁止にしたほうが良いのかもしれない。だから検討はしたほうが良いのではないですか。別の観点からも、立入禁止にしたほうが良いのかもしれない。

中島会長： 準備書の中にはそういうことが書かれてくるとは思いますが、なるべく早めにそのあたりのところだけでも決まったら知らせてもらうという要望をするということで良いでしょうか。私と事務局で相談をして、ということにします。

それではこのあたりで審査会としての意見をまとめたいと思います。本日の審議のまとめ方として、私と事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(委員から異議はなかった)

それでは本日の審議に基づいて案を取りまとめ、皆様から確認していただいたうえで県に提出したいと思います。事務局から、何か発言がありますか。

事務局： 特にございません。

中島会長： それでは、(仮称)鶴岡八森山風力発電事業環境影響評価方法書の審議は、これで終わります。

皆様から、積極的な御審議をいただき、ありがとうございました。

事務局： 中島会長、ありがとうございました。(今後の審査予定の説明)

以上をもちまして、第27回山形県環境影響評価審査会を閉会いたします。

(終了：午後3時15分)